

プロフェッショナル・ダンス・教師 5 級認定試験運用細則

平成 30 年 3 月 2 日資格審議委員会規定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この細則は、ボールルームダンス指導者資格認定規定の第 17 条に基づき、プロフェッショナル・ダンス教師 5 級の資格認定事業に関し運用上必要な事項を定める。

(受講及び受験資格)

第 2 条 認定規定第 5 条により 18 歳以上で以下の条件を満たしたものとする。

- (1) プロフェッショナル・ダンス教師資格に認定された者の下で 3 年以上ダンスの技術を習得した者
- (2) ダンス教授経験が前項に準ずると資格審議委員会が認めた者。

第 2 章 集 合 講 習

(講習管理責任者)

第 3 条 集合講習に、講習管理責任者を置く。

- 2 講習管理責任者は、試験本部に届け出る。
- 3 講習管理責任者は、集合講習が実施される都道府県の地方試験管理委員会の委員で 2 級試験審査員以上の名簿に登録された者がこれにあたる。

(受講者の確認等)

第 4 条 講習会場には、出席簿を完備し、本人であることを確認してから入場を許可する。

- 2 講習の開始時間に遅れた受講者は、入場させないものとする。

(部外者の立ち入り)

第5条 受講者及び講習施行関係者以外の者の立ち入りは、講習管理責任者の許可を得なければならない。

(集合講習の講師)

第6条 集合講習の講師は、連盟の正会員の中から、本部の試験管理委員会が指名した者が行う。

- 2 一般常識及び自主規制などの講習の講師は、それぞれの専門的な学識を有する者に委嘱することができる。

第3章 個人指導

(個人指導の担当者)

第7条 個人指導の指導者は、連盟に登録されているプロフェッショナル・ダンス・教師資格（以下、「プロ資格」という）4級以上の資格を有する者とする。

(個人指導の終了)

第8条 個人指導は、すべて考査当日までに完了していなければならない。

(個人指導の日限)

第9条 受講者手帳の交付を受けた日から2カ年間前までの間に受けた個人指導について、個人指導を受けたものとみなすことができる。

第4章 試験及び試験期日

(認定試験の試験日)

第10条 定例の認定試験の試験日は、原則、毎年4月1回とし、試験本部の許可を得て、10月に追加開催が出来る。

(受付)

- 第11条 試験の受付事務は、遅くとも午前9時に開始し、筆記試験は全国一斉に午前9時30分より実施するものとする。ただし、これにより難しい特別な事情があるときは、あらかじめ本部の試験管理委員会の承認を得なければならない。
- 2 受付にあたっては、受験者が講習を受けた本人であることを確認し、集合講習及び個人指導のすべてを修了したことを証明する受講印を確認、受験番号と同数の背番号を受験者に交付するものとする。

(本部試験管理委員の指示)

- 第12条 認定試験を施行する関係役員は、本部より派遣された試験管理委員の指示に従わなければならない。

(本部試験管理委員の代行)

- 第13条 本部の試験管理委員が、止むを得ない事情により試験開始時刻に遅れた時は、ブロック試験管理委員長又はこれに代わる者がその職務を代行する。

(試験審査員の公表)

- 第14条 試験を担当する試験審査員（以下、「審査員」という。）は、試験当日までは公表してはならない。また、審査員に指名された者は、受験者その他の者に審査員であることを知らせてはならない。

(受験者との接触)

- 第15条 審査員は、試験会場において受験者と個人的に接触するなど、疑惑を持たれることがないように心がけなければならない。

(審査員の指名)

- 第16条 当該試験期日における審査員は、試験審査員登録名簿の中からブロック試験管理委員会が必要と認める者を本部の試験管理委員会に推薦し、その指名を受けるものとする。

(審査員の変更)

第17条 試験当日の審査員の変更は、原則として認めないものとする。
ただし、急病その他止むを得ない事情があるときは、本部試験管理委員の承認を得て、試験審査員2級以上の資格を持つ登録者名簿の中から指名し、これに代えることができる。

(試験補助員)

第18条 試験期日における試験補助員は、連盟の正会員又は登録会員の中から選任し、本部の試験管理委員会にあらかじめ報告する。
2 試験補助員の数は受験者数が1名から16名の場合は2名以内、16名から32名の場合は3名以内、33名以上の場合は4名以内とする。

(補助員の業務)

第19条 試験補助員は、受付業務、実技試験においては受験者の入・退場、音楽係、筆記試験においては、試験用紙の配布、収集、時間係などの職務を行う。

(試験の順序)

第20条 試験は、筆記試験、実技試験のカップル・ダンス、ソロ・デモンストラーションの順に行う。

第5章 実技試験

(採点のローテーション)

第21条 実技試験の審査を複数班で行うときは、採点の公正を図るためローテーション方式を採用しなければならない。

(採点表の回覧の禁止)

第22条 採点表は、審査員の間で回覧してはならない。

- 2 当該の試験管理責任者は、1 ヒート毎に採点表を回収しなければならない。

(実技の採点方法)

第23条 実技試験の採点は、100点を満点とし、各審査員の採点の平均が70点以上を合格とする。ただし、3種目以上が70点に満たないときは不合格とする。

- 2 採点は、1点刻みとする。

(採点用紙の収集)

第24条 試験管理責任者のもとに集められた採点用紙は、封筒に入れ、試験管理責任者及び本部の試験管理委員の封印を受けて、すみやかに本部試験管理委員会に送付しなければならない。

(パートナーの確認)

第25条 試験管理責任者は、カップル・ダンスのパートナーが申請された本人であること（正会員又は登録会員又は当該試験当日における受験者同士）を確認しなければならない。

(カップル・ダンス)

第26条 呼び出された受験者は、踊る前に審査員に後を向いて背番号を確認させるものとする。

- 2 踊る音楽の長さは、各曲とも約1分とする。
- 3 使用フィガーは、モダン種目は、ボールルームダンステクニクに記載されたものだけとする。

(ソロ・デモンストレーションの出題方法)

第27条 ソロ・デモンストレーションは、「プロフェッショナル・ダンス教師資格試験用アマルガメーション」に定められたアマルガメーションの中から、モダン及びラテンの各種目についてそれぞれ指定された男女何れかのルーティンを踊るものとする。

(ソロ・デモンストレーションの演技方法)

第28条 認定試験用CD又はテープのコーラーの声に合わせて踊り、始めに予備歩を使ってはならない。また、終わりは、その姿勢を2～3秒間保たなければならない。

(使用シューズ)

第29条 女性の受験者はソロ・デモンストレーションに限り、ティーチャーズ・シューズ（ヒールの低い靴）を着用することができる。

第6章 筆記試験

(問題及び答案用紙の保管等)

第30条 筆記試験の問題及び答案用紙は、連盟本部より当該試験日の3日前までに、試験管理責任者に送付するものとする。

- 2 試験管理責任者は、前項の日までに問題及び答案用紙が届かない時は、すみやかに本部の試験管理委員会に連絡しなければならない。
- 3 試験管理責任者は、試験当日まで送付を受けた問題及び答案用紙を金庫に収納するなど厳重に保管し、試験当日まで、開封してはならない。

(筆記試験の解答時間)

第31条 筆記試験の解答時間は、90分とする。

- 2 時間内に解答を終了した者は、試験開始後、30分を経過した後、退出することができるものとする。

(筆記試験の着席)

第32条 筆記試験の着席場所は、あらかじめ机に番号を付するなどして不正が行われないように配慮しなければならない。

(試験問題の開封)

第33条 試験管理責任者は、受験者全員が着席した後、試験問題及び答案用紙を裏返して配布し、筆記試験に関する注意事項を説明し、その後、受験番号と氏名を記入させた後、時間を確認して一斉に試験を開始するものとする。

第7章 試験問題の作成

(試験問題の作成)

第34条 試験問題の作成は、試験管理委員長の命を受けて、試験本部に置かれる試験問題作成部がこれを行う。

(試験問題作成の手順)

第35条 試験問題は、原則として、認定講習において使用されるテキスト及びその講習内容の中から出題するものとする。

- 2 試験問題作成部は、問題の作成にあたっては、専門家の意見を聴くなどして、適正な問題を作成するよう努めるものとする。

(試験問題作成部員の義務等)

第36条 試験問題作成部の部員は、試験問題の作成にあたり知り得た事項を他に漏らしてはならない。

第8章 試験の採点

(試験の採点)

第37条 試験の採点は、試験本部に置かれる試験問題作成部が行う。

(採点の手順)

第38条 試験問題作成部は、各ブロック試験管理委員から実技試験の採点結果及び筆記試験の解答用紙の送付を受けた後、すみやかに採点を行い、試験管理委員長に報告しなければならない。

- 2 採点にあたっては、2名以上の試験問題作成部の部員の立会いにより確認し採点するものとする。

第9章 合否の決定等

(合否の決定)

第39条 合否の決定は、採点管理小委員会から報告された採点管理表に基づき、本部の試験管理委員会が行う。

(合否の通知)

第40条 本部試験管理委員会が前条の合否を決定したときは、すみやかにその旨をブロック試験管理委員会及び受験者本人に通知するものとする。

- 2 ブロック試験管理委員会が前項の通知を受けたときは、すみやかにその旨を地方試験管理委員会に通知するものとする。
- 3 地方試験管理委員会は、前項の通知を受けたときは、合格者名簿を提示するものとする。

第10章 試験管理委員会

(試験管理委員会の所属)

第41条 ブロック試験管理委員会は、その委員会の区域を管轄する広域加盟団体に所属する。

- 2 地方試験管理委員会は、その委員会の区域である都府県連盟に所属する。

(試験管理委員会委員の任期)

第42条 試験管理委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠の試験管理委員会の委員の任期は、当該任期の残存期間とする。

第11章 試験審査員

(試験審査員の推薦)

第43条 本部試験管理委員は、本部試験管理委員会が推薦する。

2 ブロック試験審査員は、ブロック試験管理委員会が推薦する。

3 地方試験審査員は、地方試験管理委員会が推薦する。

4 前3項により推薦された者については、本部試験管理委員会の承認を受けなければならない。

(実技試験の審査員)

第44条 実技試験の審査員は、2級試験審査員の資格を有する者をもってこれにあてる。

(認定講習)

第45条 認定講習は認定考査の2週間前までに終了しなければならない。

(再試験)

第46条 再試験者が講習を望むときの講習料は20,000円とする。

第12章 資格の認定

(資格の認定)

第47条 資格の認定を受けようとする者は、この規定に基づく講習を受け、試験に合格し、且つ合格により1年以内に本法人に入会申請をしなければならない。

附 則 (平成30年3月2日制定)

1. この細則は、平成30年4月1日から施行する。
2. 令和3年3月24日18条2項の補助員の人数を加筆訂正し、令和3年度から施行する。
3. 令和4年11月16日第10条改定。第12章第47条追加。